

## 『株式譲渡と株主権行使』要約

### I、論文の構成（目次）

#### 序章 譲渡による株式取得と株主権行使

- 一 はじめに
- 二 記名株式譲渡方法の変遷と株主名簿の名義書換の意義
- 三 株主名簿の名義書換の効力
- 四 株券不発行会社における株主名簿法理
- 五 振替株式と株主名簿法理
- 六 譲渡制限株式と株主名簿法理
- 七 基準日と株主名簿法理
- 八 有価証券法理の復活と株主名簿制度

#### 第一章 株主名簿制度効力論

##### 第一節 株主名簿制度効力論

- 一 はじめに
- 二 対会社株主権対抗力制限効
- 三 資格授与的効力（株主権推定力）
- 四 会社免責力
- 五 おわりに
- 六 法改正に関する付記

##### 第二節 無権利者の請求による名義書換

- 一 問題意識の提示
- 二 名義人株主の地位
- 三 前名義人の地位
- 四 おわりに

##### 第三節 個別株主通知の効力

- 一 株券保管振替制度から株式振替制度へ
- 二 振替株式と株主名簿の関係
- 三 株主名簿制度の法的意義
- 四 個別株主通知の効力
- 五 法改正に関する付記

##### 第四節 株主名簿上の名義〔演習〕

##### 第五節 名義書換未了株主の会社に対する法的地位〔演習〕

##### 第六節 他人名義による出資の引受〔判例研究〕

##### 第七節 有限会社において、持分譲渡に伴わずに生じた「失念持分」の帰属先〔判例研究〕

#### 第二章 基準日と株主

## 第一節 株式の流通・発行と基準日

- 一 決算と定時株主総会
- 二 決算日における株主名簿上の株主
- 三 株主名簿の閉鎖と基準日
- 四 会社法における基準日を巡る解釈
- 五 法改正に関する付記

## 第二節 基準日後株主による取得価格決定申立

- 一 問題意識の提示
- 二 全部取得決議に係る取得価格決定申立
- 三 全部取得条項付種類株式設置に係る株式買取請求
- 四 基準日後株主による取得価格決定申立
- 五 おわりに

## 第三節 議決権行使基準日後株主と全部取得条項付種類株式取得価格決定申立権〔判例研究〕

## 第三章 定款による株式譲渡制限制度の法的構造

### 第一節 定款による株式譲渡制限制度の法的構造

- 一 はじめに
- 二 取締役会の承認のない譲渡制限株式譲渡の効力
- 三 株式譲受人からの譲渡承認・先買権者指定請求
- 四 株主名簿制度と名義書換請求
- 五 取締役会の承認の法的構造
- 六 無記名株式・端株と譲渡制限
- 七 法改正に関する付記

### 第二節 取締役会の承認のない譲渡制限株式の譲渡の効力と譲渡人・譲受人の地位

- 一 いわゆる相対説とその問題点
- 二 私見の提示
- 三 京都地裁昭和六一年一月三十一日判決の評価
- 四 昭和六三年最判批判説の評価
- 五 株主名簿の効力と譲渡制限——株式譲渡人の地位
- 六 株式譲受人の地位——会社との関係
- 七 法改正に関する付記

### 第三節 会社の行う株式の譲渡制限について

- 一 はじめに
- 二 定款による譲渡制限
- 三 契約による譲渡制限
- 四 法改正に関する付記

第四節 商法三五〇条一項の株券提出期間経過後になされた未提出株券の交付による株式譲渡の効力〔判例研究〕

第五節 譲渡制限株式に関する譲渡承認および相手方指定請求撤回の時期〔判例研究〕

第六節 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の従業員持株制度における合意の有効性〔判例研究〕

#### 第四章 株券法理

##### 第一節 株券法理

- 一 はじめに
- 二 記名株式と株券の発行
- 三 記名株式の譲渡と株券の交付
- 四 記名株式の権利行使と株券
- 五 記名株券上の株主名の記載
- 六 おわりに
- 七 法改正に関する付記

##### 第二節 単位としての株式

- 一 はじめに
- 二 単位としての株式に関する法規整の変遷
- 三 資本の単位としての株式と社員権の単位としての株式
- 四 資本・法定準備金
- 五 株式の内容と単位
- 六 おわりに
- 七 法改正に関する付記

##### 第三節 単位株制度

- 一 単位株制度の前提
- 二 過渡的な単位株制度
- 三 単位株制度の廃止と単元株制度の創設
- 四 制度改正に関する付記

##### 第四節 株式会社とは何か

- 一 はじめに
- 二 会社概念
- 三 有限責任、資本、株式
- 四 会社機関
- 五 おわりに
- 六 法改正に関する付記

##### 第五節 会社の法的性質と新会社法

- 一 はじめに

二 会社の商人性と営利性

三 会社の社団性

#### 第六節 仮装払込による募集株式の発行等

一 改正の経緯

二 平成二六年改正の概要

三 仮装出資者の支払等義務の法的性質

四 仮装出資関与取締役・執行役の支払義務

五 仮装出資による株式の権利行使制限

六 改正法務省令

#### 第七節 日本高速物流株主総会決議取消請求事件控訴審判決〔判例研究〕

## II、論文内容の要約

序章では、第一章以下を横断的に整理する。譲渡による株式取得と会社に対する株主権行使の制約につき、その基本構造を論理的に解明することを目的とする旨が述べられ、株主名簿の名義書換の効力が論じられる。株主名簿の名義書換によって会社に対する株主資格が設定されると解される（なお、平成17年会社法は、同年改正前商法と異なり、株式譲渡による株式取得者が名義書換を要するとした。一般承継による株式取得者は株主資格も承継する旨を解き明かす）。この資格設定の意味は、対会社株主権対抗力、資格授与的効力、および会社免責力だと主張する（株主名簿法理）。これを前提に、株券不発行会社（上場会社ではない株券不発行会社における株式の二重譲渡を分析する）、振替株式（振替株式は、権利流通面において有価証券法理に準じる旨、個別株主通知によって株主資格が設定される旨を指摘する）、譲渡制限株式（平成17年会社法は、会社の承認なくしてなされた譲渡制限株式の譲渡の効力に係る有効説を採用した旨を指摘する）、および基準日（当該権利に係る権行使資格が固定化されると指摘する）につき、株主名簿法理の観点から考察する。最後に、振替株式における株主名簿法理と有価証券法理の復活につき言及する（振替株式は、権利行使面においても有価証券法理に準じており、無記名株式化している旨を指摘する）。

第一章では、会社との関係で株主として扱われるのは株主名簿登録株主であるという原則を、様々な観点から検討する。第一節では、本書の中核となる論理を提示する。株主名簿制度の法的構造の解明、すなわち、対会社株主権対抗力制限効、資格授与的効力、会社免責力を論じる。対会社株主権対抗力制限効については、その一般的限界を整理し、さらに、名義書換の不当拒絶、他人名義借用による株式引受、そして譲渡制限株式に関して考察する。資格授与的効力については、名義書換が無効である場合には資格授与的効力は生じない旨を主張する（会社免責は別個の問題だと指摘する）。会社免責力については、特に、無権利者に名義が書き換えられた場合を分析する。第二節では、株主でない者の請求による株主名簿の名義書換の効力を検討し、株主名簿制度の本質に迫ろうとする。まず、無権

利者の請求による名義書換は無効だと主張する（無効な名義書換からは資格授与的効力は生じないとの主張）。それを前提に、株主名簿上の現株主（名義人株主）および前株主はそれぞれいかなる法的地位にあるのか、会社免責はどのように把握されるのかにつき（名義書換が無効な場合には資格授与的効力は生じないが、名義書換自体についての会社免責がその後の会社免責力として引き継がれる、との論理構成を主張する）、多面的な考察を論理的に行う。株主名簿制度と有価証券の一般理論を架橋する理論的試みである。第三節では、上場会社と株主との関係における株主名簿制度の意義を個別株主通知の観点から考察する。上場株式（振替株式）についての少数株主権等の行使については株主名簿制度が適用されず、個別株主通知による。この個別株主通知と権利行使期間および通知対象期間、個別株主通知を行うべき時期を考察し、株式振替制度による少数株主権等行使に係る株主資格・株主権行使資格の意義を解明する（権利行使資格が設定されるのであり、権利行使の効力要件の設定ではない旨を主張する）。第四節では、株主が実在する他人名義を株主名簿の登録名義としている事例を設問とし、当該場合における株主名簿上の名義の意義（株主名簿に登録する氏名は、戸籍上の氏名や社会生活上一般に通用している通称でなければならない理由はないと主張する）、失念株と同様の状況における解釈指針を検討する。第五節では、株主名簿の閉鎖を巡る事例を設定し、名義書換未了株主の会社に対する法的地位を考察する。第五節では、株主名簿閉鎖中における名義書換未了株主の会社に対する権利行使事例を設問とし、株主名簿の閉鎖と基準日、そして名義書換の不当拒絶について検討する。第六節では、有限会社の資本増加に関して、持分引受名義人と出資の出捐者が異なる事案につき、誰が持分を取得したのかを検討する。資本増加時の当事者の意思が間接事実によってしか証明できない場合に、どのような事実関係を証明すればよいのか、証明責任の分配の観点も併せて分析する。第七節では、有限会社の社員名簿上の社員名義が借用名義であった事案において、増資に際して名義人に持分が付与された場合を考察する。いわゆる「失念株」問題と類似し、誰が社員（株主）として扱われるべきかが問われる。小規模閉鎖会社では、名義書換未了株主（社員）は、株金（出資）払込金と引換に失念株（失念持分）の引渡を請求できると解するのを原則とすべきだと主張する。

第二章では、一定の日において株主名簿に登録されている株主（基準日株主）の観点から、会社と株主との関係（会社は誰を株主として扱わなければならないか）を検討する。第一節では、基準日の意義を検討し、基準日後株主、名義書換失念株主、基準日とする一定の日につき解釈の指針を示す（なお、平成16年商法改正によって株主名簿制度は廃止されたが、今後も、明文の規定に基づかない株主名簿の閉鎖の可能性が解釈問題として残ることを指摘している）。第二節では、近時の多数の裁判例をもとに、全部取得条項付種類株式を（株主総会における議決権行使に係る）基準日後に取得した株主は、裁判所に全部取得決議に係る取得価格決定を申し立てることができるかという特殊な状況を考察する。問題を肯定すべきだと主張し（組織再編における反対株主の株式買取請求権の法的性質解明にも寄与しよう）、会社法172条1項1号と2号の適用関係を整理する。そして、制度

改善の余地を指摘する（反対意思の事前通知要件の問題性を指摘する）。この考察によって基準日の意義（誰が株主として取り扱われるのか）が確認されよう。第三節では、全部取得条項付種類株式に係る取得価格決定を申し立てることができる基準日後株主の範囲を具体例をもとに検討する。

第三章では、定款による株式譲渡制限制度の法構造を考察することにより、株式譲渡と株主名簿の関係を考えようとする。第一節では、会社の承認なくしてなされた譲渡制限株式の譲渡の効力を、従前の学説・判例を整理した上で、譲渡当事者間の効力と会社に対する効力を区別する相対説を軸に論理的に分析する。そして、株式譲受人からの譲渡承認・先買権者指定請求を認めるべきことから、譲渡制限株式制度が株主名簿制度と直接の関係を有することが明らかにされ、平成17年会社法による譲渡制限株式制度の整理に論理的基礎を与える主張が提示される（有効説と名づけられ、平成17年会社法は有効説を採用したと解されている）。第二節では、最判昭和六三年三月一五日およびその第一審判決（京都地判昭和六一年一月三十一日）を比較検討し、同じく相対説の立場によりながら、第一審判決は相対説の内容を読み替えていると指摘する。第一審判決の結論を支持する学説も同じであり、第一審判決の結論を支持するのであれば有効説の立場を採らなければならない旨を主張する。第三節では、株式の譲渡に対する会社による制約を多角的に採り挙げる。まず、定款による株主の入社資格制限（株式譲受人の範囲限定）および退社資格制限（一定の場合における株式譲渡の強制）を考察する。前者については譲渡制限株式制度の範囲内で対応が可能である旨を主張し（これを超える定款による制約は無効）、さらに譲渡制限株式制度で対応が可能であることを理由に日刊新聞法1条前段の廃止を提言する。後者については、定款で一律に行う点で無効だと主張する。この観点から日刊新聞法1条後段の廃止も提言する。次に、会社・株主間の契約による譲渡制限——名義書換禁止契約、株式不購入契約、株券不発行合意、そして株券保管契約を採り挙げ、株式譲渡自由原則の妥当領域を考察する。第四節では、譲渡制限株式を設ける定款変更に係る株券提出期間の経過後になされた未提出株券の交付による株式譲渡の効力（譲渡当事者間、対会社関係）につき検討し、株券発行前の株式譲渡と解すべき旨を主張する。第五節では、先買権者（指定買取人）との株式の売買契約が成立する前に先買権者指定請求（譲渡制限株式買取請求）を撤回できるか、について検討する。譲渡制限株式の譲渡承認（取得承認）に対して会社が承認しない場合の、譲渡承認（取得承認）請求者、先買権者（指定買取人）および会社の法律関係・利益状況の分析である。第六節では、公開会社ではない株式会社における従業員持株制度による株式買戻し合意を有効とした最高裁判決を批判的に検討する。

第四章では、株式の譲渡による株主権の移転と、会社との関係で誰が株主として取り扱われるかにつき、その前提課題を主として株式譲渡と株主名簿の関係を会社法改正の歴史を追いながら検討する。第一節では、株券発行会社における株式譲渡方法の立法変遷を、その権利行使につき株主名簿上の名義が基準とされる記名株式（権利移転は株券によるので、権利の移転と行使とで取り扱いが異なる）を中心に考察する。検討項目は、株券発行

の義務と時期および法的性質、株式譲渡における株券交付の法的意義の変遷、株式の権利行使と株券、記名株式と株主名の記載である。株主名簿法理に従う記名株式の権利行使に対して、有価証券法理の観点から記名株式を検証している。第二節では、株式制度自体の変遷を単位（資本の単位と社員権の単位）という観点から把握して検討する。株式平等を基礎づけたのは、株式における資本の割合的単位としての構成であった。資本単位構成が廃止された後に、株式の経済的大きさが規制され、単位株制度、端株制度が導入された。これは経済的持分としての株式の最低額規制であって、単位としての把握ではない（その法的性質はあいまいであり、端株制度の廃止を提言した）。株式の経済的大きさ規制が廃止され、単元株制度が設けられた。出資単位としての株式と議決権単位である単元株とを分離する制度であり、株式単位の相対化が図られていると分析した。第三節では、単位株制度の創設から廃止までを考察することによって単位としての株式の意味を考える。単位株制度は単位未満株式の議決権を制約する制度であるのに対して、その後に創設された単元株制度は1単元の数の株式ごとに1個の議決権を認める制度である。前者は株主平等原則違反ではないかとの疑念が抱かれたのに対して、後者は議決権に関して株式単位の大きさを異ならせることを認める制度である。第四節では、平成17年会社法の下で、会社の社団性および営利性を検討した上で、株主有限責任（合同会社との相違など）、資本（債権者保護機能の低下など）、株式などの株式会社の本質的特徴を分析する。特に、株主平等（株式平等）原則の内容が新会社法では変容しているのではないかという観点から、単位としての株式につき再考察する。すなわち、普通株式も種類株式とされる平成17年会社法では、そもそも「株式」とは何かが問題となる（株式の内容の問題であり、種類株式の限界の把握につながる）。そして、少なくとも会社法109条2項の定款の定めを有する公開会社ではない株式会社においては、「単位としての株式」という把握を再考すべきではないかと指摘する。第五節では、平成17年会社法の下で、会社の基礎的な法的性質である、商人性、営利性、社団性を検討する。商人性に関しては、会社であれば商人とするか、商行為を業としない会社を擬制商人とするか、のいずれかに整理することを立法提言する。営利性に関しては、剰余金配当請求権と残余財産分配請求権の全部を与えない定款の定めを禁止する会社法105条2項に疑問を呈した上で、さらに、営利事業を行わないという選択肢は会社法上排除されていないと主張する。社団性に関しては、特に、株主の権利の多様性から生じる株主間の利害調整の必要性を指摘する。第六節では、仮装出資によって株主になった者の地位という特殊な状況を考察の対象とすることによって、会社と株主との関係の検討を深める。これに関しては、平成26年会社法改正によって一定の立法的解決が図られた。この点につき、改正法の前提的理解として、仮装払込無効説の観点から整理したと主張し、仮装出資者の支払義務を基礎づける。また、仮装出資が新株発行無効原因・会社設立無効原因になる場合を指摘し、支払義務が履行された場合の会計処理を解明する。第七節では、株主総会決議取消訴訟や組織再編無効訴訟を提起できる株主は会社との関係で株主であることを主張できる株主であるところ、当該決議で株式を失った者も右各訴訟

を提起できるかという問題を、少数株主を締め出す総会決議がなされた後に組織再編によってさらに少数株主が締め出されるという特殊な（しかし珍しくはない）事案をもとに考察する。